

新制度

【中小企業等経営強化法】 先端設備等導入計画策定のご案内

令和6(2024)年4月版(足利市)

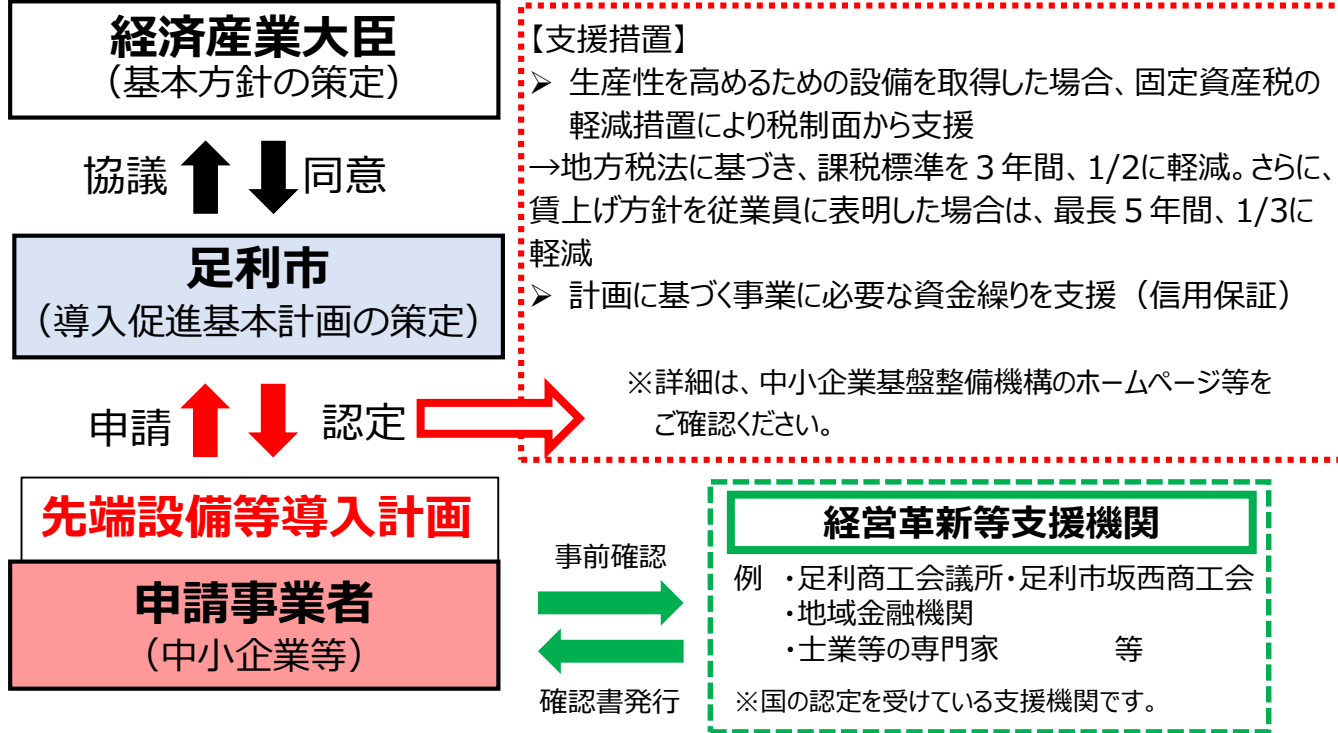
この支援制度は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の期間において導入する設備が対象です。令和5年3月31日以前に導入した設備につきましては、【旧】支援制度となります。

【注意事項】この「先端設備等導入計画策定のご案内」と併せて、中小企業庁の作成した「先端設備等導入計画策定の手引き」もご確認ください。

1. 「先端設備等導入計画」の制度概要

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

すでに足利市は国から「導入促進基本計画」の同意を受けているため、足利市の「導入促進基本計画」の内容に沿った「先端設備等導入計画」の内容であれば、認定を受けることができます。認定を受けられた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。



2. 対象となる中小企業者の規模

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

【注意】税制支援の対象者とは異なります。税制支援の対象者につきましては、「5. 税制支援」をご確認ください。

3. 制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

- ①足利市の「導入促進基本計画」の内容を確認。
 - ・足利市の公式ホームページ等で公表しております。
(今後導入を予定している先端設備等が認定の対象となっているか否かをご確認ください。)
 - ・認定を受けられる(申請書を提出する)のは、新規取得する設備が所在する市区町村になります。
- ②該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認。
 - ・既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。(特例はございません。)
 - ・経営革新等支援機関の事前確認や足利市における認定事務に一定以上期間を要する場合があります。
余裕を持って計画の策定準備をしてください。

税制支援を受けたい場合

- ・適用対象者の要件(資本金1億円以下など)や手続き等を確認して下さい。
- ・税制支援を受けるためには、計画申請時に認定経営革新等支援機関の投資計画に関する確認書等が必要です。

金融支援を受けたい場合

- ・適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- ・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。
- ・また、経営革新等支援機関の確認書等が必要です。

2. 「先端設備等導入計画」の作成

- ①足利市の「導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認。
- ②「先端設備等導入計画」の様式・記載例を確認し、経営革新等支援機関に確認を依頼。
- ③税制支援を受けるためには、新規取得設備に係る投資計画について、認定経営革新等支援機関に確認を依頼。
賃上げ方針を計画に位置付ける場合は、従業員に対して賃上げ方針を説明。

【重要】申請の前に、認定手続きをスムーズに進めるため、足利市へ申請書類の事前確認を行ってください。
※事前確認の受付は、メールでもご対応いたします。

3. 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ①先端設備等導入計画申請書(必要書類を添付)を提出。(原本を足利市へ持参)
- ②認定を受けた場合、認定書が交付されます。(認定書は郵送します。)

4. 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- ・税制支援・金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行。
※税制支援の適用を受けるためには別途要件を満たす必要があります。詳しくは「5. 税制支援」をご覧ください。

4. 足利市の「導入促進基本計画」の概要

以下の事項に沿った内容であれば、認定を受けることができます。
※詳細につきましては、足利市の「導入促進基本計画」をご確認ください。

主な項目	内容
労働生産性に関する目標	労働生産性が年平均3%以上向上すること
対象となる先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【償却資産の種類】 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備 ※太陽光発電設備については、雇用の安定を図るという観点から、市内に所在する事業所等(雇用者が常駐するものに限る。)の敷地内で、自己消費を目的に設置する自家消費型の太陽光発電設備(売電目的以外のもの)のみ本計画の対象とする。
対象地域	足利市内全域
対象業種・事業	全ての業種・全ての事業
計画期間	令和5(2023)年4月1日～令和7(2025)年3月31日

5. 税制支援

(1) 税制の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、足利市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が**3年間、1/2に軽減**されます。
また、**従業員に対する賃上げ方針の表明**を計画内に記載した場合は、**令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間にわたって1/3に軽減**されます。

① 中小事業者等とは？

- ・**資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人**
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金もしくは出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは？

令和5(2023)年4月1日から**令和7(2025)年3月31日までの期間（2年間）**

③ 一定の設備とは？

＜先端設備等の要件＞

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

- 要件：年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

＜対象設備＞

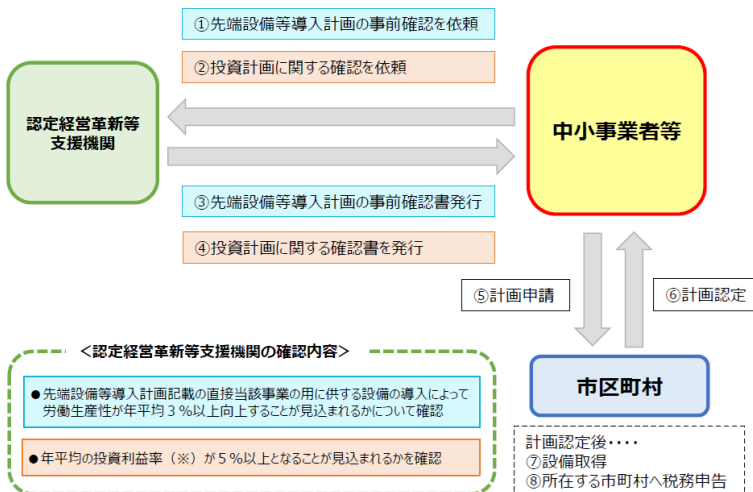
設備の種類	最低価額 1台1基又は一の取得価額	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備（※1）	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※1 償却資産として課税されるものに限る。

(2) 適用手続きの基本的な流れ ※税制支援を受ける場合

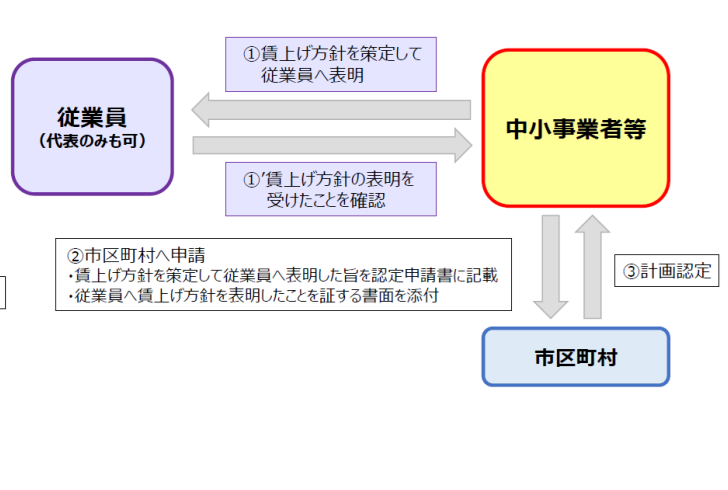
●適用手続き①

投資利益率の要件について



●適用手続き①

賃上げ方針の表明について



**※賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。
変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。**

6. 先端設備等導入計画の申請書の策定について

申請様式の記載方法につきましては、**中小企業庁の作成した手引きをご確認ください。**

先端設備等導入計画申請書の入手方法

- 申請様式類は以下の市ホームページからダウンロードできます。
(足利市公式ホームページ → 組織でさがす → 産業観光部 → 産業ものづくり課 → 【新制度】先端設備等導入計画の申請受付について)

足利市 先端設備等導入計画

検索

7. 先端設備等導入計画の申請書の提出について

(1) 申請書類

- ① 申請書（原本）【国の指定様式あり】
- ② 先端設備等導入計画【国の指定様式あり】
- ③ 経営革新等支援機関による事前確認書【国の指定様式あり】
- ④ 申請に関するチェックシート及び同意書【足利市の指定様式あり】
- ⑤ 登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書の写し） ※個人事業主の場合は開業届出書の写し
- ⑥ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、210円分の切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

税制支援の対象となる設備を含む場合

上記①～⑥に加え以下の書類

【投資利益率の要件を満たすことを証明】 ※課税標準を3年間、1/2に軽減

- ⑦ 経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書・投資計画書【国の指定様式あり】

【賃上げ方針の表明したことを証明】 ※課税標準を最長5年間、1/3に軽減

- ⑧ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面【国の指定様式あり】

※⑦のみ、又は⑦と⑧の両方を提出する必要があります。

※リースの場合は上記の他にも提出書類が必要となります。

**※賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。
変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。**

(2) 申請先・申請方法

【申請先】足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当

【申請方法】持参のみ

※申請書の受付は、随時行っております。

【重要】申請の前に、申請書類の事前確認を行ってください。※事前確認の受付は、メールでもご対応いたします。

(3) 変更申請 ※提出した先端設備等導入計画が認定を受けた後の手続きです。

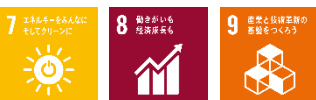
認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る「先端設備等導入計画」を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、その認定をした市区町村の変更認定を受けなければなりません。変更の必要性が出てきた場合には、事前に下記問い合わせ先の足利市産業ものづくり課までご連絡ください。

※なお、設備の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第4条第1項の認定基準に照らし、認定を受けた「先端設備等導入計画」の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

この支援制度は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の期間において導入する設備が対象です。令和5年3月31日以前に導入した設備につきましては、【旧】支援制度となります。

【注意事項】この「先端設備等導入計画策定のご案内」と併せて、中小企業庁の作成した「先端設備等導入計画策定の手引き」もご確認ください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<問い合わせ先>

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当
〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館1階）
電話：0284-20-2110 FAX：0284-20-2259
E-mail:kougyou@city.ashikaga.lg.jp